

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定の整理番号3-1については、議案第3号農地法第5条の規定の整理番号5-1について、関連する事項がございますので、あわせて審議いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p><b>【異議なしの声】</b></p>
議長	<p>異議なしの声をいただきました。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は飯能市大字岩渕字前ヶ貫地内にあり1筆512㎡でございます。</p>

す。現況は、作付はされておりませんが、保全管理されておりました。

譲受人は、農業従事するために申請地を譲り受けるとのことです。譲受人は、農地の所有がないため、認められれば農地の下限面積の引下げによる取得の実績になります。トマト、ナス、キュウリなどの露地野菜やキウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。譲受人の農作業への従事状況は、隣接地へ移住予定のため常時管理できることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。

以上のことから所有権移転は適当であると考えます。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、飯能市大字岩淵字前ヶ貫にあり、1筆419㎡でございます。

農地の状況は保全管理されております。また、この転用による周辺農地への影響ですが、隣接地に住宅が建っており特段ないと考えられます。

以上現地調査においてはこの農地転用許可は適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

譲受人は、神奈川県在住の公務員です。申請地隣接地に優良田園住宅制度を用いて移住後に、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、トマト、ナス、キュウリなどの露地野菜、キウイ、ナシ、みかんなどの果樹の作付計画が提出されています。

所有農地はございません。

また通作に関してですが、自宅に隣接していますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2

項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在神奈川県横浜市の賃貸住宅にて夫婦と子どもとで生活しております。

申請人は、かねてより子育て、食生活、自然環境を含めた住まいの場所を探しており、家庭菜園で安心して納得できる野菜を作りながら子育てしたいと考え、そのような環境に住宅が建てられる土地を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。

飯能住まい制度としては3-4件目の認定となります。類型は農地取得型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。
2番	内野博司推進委員からは、同様の意見をいただいております。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
8番	譲受人は、勤務先まで距離があると思われませんが、仕事は続けられるのでしょうか。
事務局	飯能駅からだと始発電車で通勤できるので問題ないとのこと。
議長	その他、何かございますか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明について、ご説明いたします。

議長	<p>【議案書読み上げ】 説明は以上です。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、5月22日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、飯能市大字下名栗字新シ地内で1筆971㎡です。</p> <p>農地の現況は、草が生い茂っている状況で耕作については、行われた形跡がありませんでした。</p> <p>申請人からは、トウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどの野菜類を作付する計画が提出されておりますが、今回の申請地が耕作放棄されているため今後の管理について、また、現地までの通作について、車で30分から40分くらいの距離があり、体制を後ほどお聞きしたいです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3競-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>本申請につきましては、競売物件の入札に参加するための資格を審査するものです。この買受適格証明をもって入札に参加し、落札した後に農地法第3条の申請を行うという案件になります。</p> <p>買受適格証明とは、競売物件の競売に参加する際に、必要に応じて裁判所より競売参加希望者へ提出を求めるものです。</p> <p>本競売地は農地であるため、所有権移転には農地法の許可が必要となります。そのため、買受適格証明を必要とする競売参加希望者はその利用目的に応じて事前に農地法第3条又は農地法第5条の審査を実施します。</p> <p>本物件では競売参加希望者が農地法第3条の規定による所有権移転を目的としていることから「農地法施行規則第10条及び農地法に係る事務処理要領1の(2)のア」を適用し、農地法第3条の規定による許可申請を想定した審査として買受適格証明を発行してよろしいか審議するものです。</p> <p>現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、東京都昭島市在住の飲食店の経営者です。申請地の農地は競</p>

売地となっており、休耕地となっています。落札した際には開墾し自身の飲食店で使用する野菜の栽培をしたく申請するものでございます。

申請人からは、トウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどの作付計画が提出されています。所有農地はございません。

また通作に関して、家族を含めた6名で交代による営農管理を実施する営農計画が提出されております。申請人家族及び従業員の居住地は昭島市ですが、早朝から羽村市内の店舗にも出勤していますので、羽村市から申請地までは車で30分から40分であり通作には問題ないと考えます。こうしたところから、当該農地を申請するものです。

申請年月日は令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台を導入する予定となっています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしておりませぬ。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた吉田彰宏推進委員から何か意見等を預かっていますか。

事務局

吉田彰宏推進委員及び大野忠司推進委員より質問を預かっておりますので読み上げさせていただき、事務局から回答をさせていただきたいと思ひます。

吉田彰宏推進委員からの一つ目の質問は、今回の買受適格証明が発行されると農地の取得が出来るのかについてですが、先ほど事務局からの説明にもあったとおり、本申請については、競売物件の入札に参加する資格を審査するものです。この買受適格証明をもって入札に参加し落札後、農地法第3条の申請を行うこととなります。したがって今回の買受適格証明に係る審議とその後の農地の取得に係る審議は別のものとなります。

二つ目の江原良弘委員からの質問については、昭島市からの通作について可能なのかについてですが、通作につきましては、羽村市で経営されている店舗から車で約30分から40分の距離です。また、本人含めて6名

の方でシフトを組み通作にあられるとのことと本人から書類を提出いただき確認しております。

三つ目ですが、申請地は耕作放棄地のようだが、農地として再生可能なのか、また、申請人は計画通り農作業に従事できるのかについてですが、この質問に対しては、荒廃農地調査B判定には該当しておらず、再生可能な農地と見なしております。また、申請人が、現地に行って申請地を確認していることを聞き取りにて確認を取っております。また、作付する品目や年間スケジュールなど作付計画が提出されており、事務局で確認を取っております。

続きまして、大野忠司推進委員からの質問を読み上げさせていただき、事務局から回答をさせていただきたいと思っております。

一つ目ですが、競売落札後、農地法第3条による取得をした後に農業経営をされるとあるが、何を作付するのかですが、作付計画によるとトウガラシ、パクチー、ゴーヤ、カボチャなどとなっております。

二つ目ですが、山間地域の畑であり、鳥獣被害も予想されるが対策等は考えられているのかですが、事務局も事前に聞き取りを行い、獣害対策としてネットの設置及び電気柵の設置の検討をしているとのこととです。

以上となります。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

4番

農作業をするには農業機械等が必要と思いますが、どのような計画でしょうか。

事務局

農業機械は所有していません。申請人から提出されている計画書では、購入及びレンタルで対応するとのこととです。

6番

道路から畑への進入路の広さはどのくらいあるのでしょうか

4番

軽トラックが入れる程度です。

議長

その他、ご意見、ご質問ございますか。

【なしの声あり】

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明についての整理番号3競-1について、証明するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については証明するものとします。      続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。      事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】      説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。      申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にある畑1筆462㎡です。      農地の現況ですが、適正に管理されています。      この転用による周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。      以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。      説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。      申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。      現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。      申請人は、現在東京都練馬区の賃貸住宅にて夫婦と子どもとで生活してお</p>



ります。

申請人は、かねてより自然環境が豊かな場所で家庭菜園などを楽しみながら暮らせる住まいの場所を探していました。そのようななか、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制度を活用し、申請をするものです。今回申請の土地は日当たりも良く、傍には川も流れ周囲に山を望むことができ、家庭菜園を行うには十分な広さがあるところが気に入り、また、駅までの距離も近いことから理想にかなう土地であると感じているということです。

飯能住まい制度としては33件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

私も同行して調査しましたが、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

特にございませぬ。

議長

2番

議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、5月21日に的板徳市推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字小岩井字宮下地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理がされております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周辺の農地は申請人の父親名義の農地であるため、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は横浜市の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。</p> <p>申請人は、現在の住まいも手狭になり、父所有の当該申請土地に自身の本</p>

掘地となるべき持ち家を建築することを計画しました。

両親も今後、当該申請地の隣接地に残る祖父母の代からの家に居住する意向があり、両親と支え合いながら敷地内で家庭菜園をしながら生活したいと考え、申請をするものです。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた的板徳市推進委員から何か意見を預かっていますか。

7番

的板徳市推進委員からも同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の西側に隣接する土地の地目を教えてください。

事務局	地目は宅地になります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
議長	【なしの声あり】  無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
議長	【全員挙手】  全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、5月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上畑字中堂地内にある畑1筆390㎡です。 農地の現況ですが、シャクヤク畑となっております。隣接地の東側に住宅が1棟、申請地の東側は譲渡人の所有の農地となっております。 したがって周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。 申請人は、川口市の賃貸住宅に妻と子どもとで生活しています。 申請人は、かねてより子どもが小学校に入学するまでに広い敷地で自然豊かな環境に家を建て、家庭菜園をしながら暮らせる住まいの場所を探していたところ、農のある暮らし「飯能住まい」という制度があることを知り、制

度を活用して申請をするものです。今回申請の土地は自然豊かな場所でありながら最寄りの駅に車で10分程度と利便性も良く、都内の職場までも50分程度で通勤できることから当該土地を購入することに決めたということです。

また、飯能住まい制度としては36件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、綿貫由美子委員の説明のとおりでした。

同行して調査していただいた内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

内野博司推進委員からは、同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、5月21日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字赤沢字大房地内にある畑1筆331㎡です。</p> <p>農地の現状は、適正に管理されています。</p> <p>周辺農地への影響ですが、申請地の北側には申請人所有の土地があり、今回の申請地を進入路及び駐車場として使用することです。隣接した場所には特に農地はございませんので、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は大字赤沢地内の宗教法人です。</p> <p>これまで法要等を行う際、自家用車での訪問者が多く、県道及び市道の交差点に車が集中し危険な状態となっております。</p> <p>このような課題を解決するために、申請地を既存敷地の拡張を目的として、申請をされるものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、土地整地費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定となります。</p> <p>経営作物は、水稻です。</p> <p>整理番号2番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、主にサツマイモ等の露地野菜になります。</p> <p>販路としては、農協や直売所、店舗への出荷、ネット販売などです。</p> <p>整理番号3番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>前回組合から法人化したことに伴い、組合の頃から設定しているものがあります。</p> <p>整理番号4番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。</p> <p>販路としては、スーパーへの出荷などです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
3番	<p>第3番の方は、後継者の方は、いるのでしょうか。</p>
事務局	<p>捜してはいますが、まだ見つからないとのことでした。</p>



議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第5号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について審議いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より資料に基づいて補足説明いたします。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の内容については、先月の4月総会にて事前にご説明させていただいた内容のとおりです。</p> <p>先週までに、ご質問やご意見等ありましたら事務局までにとご案内させていただいておりましたが、特段の変更はありませんでしたので、この場でご意見が無ければ、この内容で公表させていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認し、公表することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>

議長	<p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>なしとのことですので、次にその他事項に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【付議案件4「その他」に記載】</b></p>
議長	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和3年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>